

オンライン資料収集に係る国立国会図書館法改正案の概要

目的

○文化財の蓄積・利用

発信者

○私人(民間)

対象

○オンライン資料
(インターネット等で提供される
図書又は逐次刊行物相当のもの)

方法

○送信、送付又は自動収集

損失補償

○送信、送付に通常要すべき費用
に相当する金額を交付

著作権

○複製権を制限

発信者

(民間の出版社、出版者等)

電子書籍・電子雑誌等



送信・送付

又は

自動収集

国立国会図書館

データを
蓄積



館内提供
(閲覧・プリントアウト)

経過措置

○当分の間、有償のもの、DRM付きのものは義務免除

施行日

○平成25年7月1日